

官報

号
国会会議録

令和八年七月二十四日

○第二百一十一回
衆議院会議録 第三十五号

令和八年七月二十四日(金曜日)

令和八年七月二十四日

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

法務局・更生保護官署・出入国在留管理庁・少年院及び少年鑑別所の増員に関する請願外二百七十請願

国家基本政策委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに災害対策特別委員会外六特別委員会において、各委員会から申出のあった案件について閉会中審査するの件(議長発議)

午後十時五十二分開議

○議長(森英介君) これより会議を開きます。

○小寺裕雄君 請願上程に関する緊急動議を提出いたします。

本日委員会の審査を終了した法務局・更生保護官署・出入国在留管理庁・少年院及び少年鑑別所の増員に関する請願外二百七十請願を一括議題とし、その審議を進められることを望みます。

〔請願の件名は本号末尾に掲載〕

○議長(森英介君) 小寺裕雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(森英介君) 御異議なしと認めます。

法務局・更生保護官署・出入国在留管理庁・少年院及び少年鑑別所の増員に関する請願外二百七十請願

○議長(森英介君) 法務局・更生保護官署・出入国在留管理庁・少年院及び少年鑑別所の増員に関する請願外二百七十請願

する請願外二百七十請願を一括して議題といたします。

〔報告書は会議録追録(二)に掲載〕

○議長(森英介君) 各請願は委員長長の報告を省略して採択するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(森英介君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

委員会の閉会中審査に関する件

○議長(森英介君) お諮りいたします。

国家基本政策委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに災害対策特別委員会外六特別委員会から、閉会中審査をいたしたいとの申出があります。

〔閉会中審査案件は本号末尾に掲載〕

○議長(森英介君) 各委員会から申出のあった案件中、まず、政治改革に関する特別委員会から申出の衆議院議員の選挙制度改革及び定数削減に関する法律案は、同委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

次に、ただいま閉会中審査することに決しました案件を除く他の案件について、各委員会において申出のとおり閉会中審査をするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(森英介君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○議長(森英介君) この際、今国会の議事を終了するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今国会は、去る二月十八日に召集されて以来、会期百五十八日間の長期にわたりましたが、その間、各般にわたる国政の重要問題について、終始、熱心な審議が重ねられました。

ここに、諸君の御労苦に対し深く敬意を表しますとともに、議長、副議長に寄せられました御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

暑さ厳しき折、諸君におかれましては、御自愛の上、一層御活躍あらんことを願ってやみません。(拍手)

○議長(森英介君) 本日は、これにて散会いたします。

午後十時五十五分散会

請 願			
(法務委員会)			
一 法務局・更生保護官署・出入国在留管理庁・少年院及び少年鑑別所の増員に関する請願(有田芳生君紹介)(第一一〇九号)	二 パーキンソン病の原因究明と根治治療法の確立等に関する請願(奥水恵一君紹介)(第一七三号)		
	三 同(中谷元君紹介)(第二〇一号)		
	四 国民を腎疾患から守る総合対策の早期確立に関する請願(赤羽一嘉君紹介)(第二一二号)		
	五 同(秋葉賢也君紹介)(第二二三号)		
	六 同(東国幹君紹介)(第二二四号)		
	七 同(飯泉嘉門君紹介)(第二二五号)		
	八 同(井林辰憲君紹介)(第二二六号)		
	九 同(斉木武志君紹介)(第二二七号)		
	一〇 同(斉藤鉄夫君紹介)(第二二八号)		
	一一 同(階猛君紹介)(第二一九号)		
二 裁判所の人的・物的充実に関する請願(有田芳生君紹介)(第一一九七号)	二八 同(小林史明君紹介)(第二五二二号)		
	二九 同(野田聖子君紹介)(第二五三三号)		
	三〇 同(平沼正二郎君紹介)(第二五四号)		
	三一 同(御法川信英君紹介)(第二五五号)		
	三二 同(石橋林太郎君紹介)(第二五八号)		
	三三 同(金子恵美君紹介)(第二五九号)		
	三四 同(笹川博義君紹介)(第二六〇号)		
	三五 同(田畑裕明君紹介)(第二六一号)		
	三六 同(土井亨君紹介)(第二六二号)		
	三七 同(長友慎治君紹介)(第二六三三号)		
三 法務局・更生保護官署・出入国在留管理庁・少年院及び少年鑑別所の増員に関する請願(塩川鉄也君紹介)(第二二五五号)	三八 同(西村智奈美君紹介)(第二六四号)		
	三九 同(日野紗里亜君紹介)(第二六五号)		
	四〇 同(古川禎久君紹介)(第二六六号)		
	四一 同(村上誠一郎君紹介)(第二六七号)		
	四二 難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(早稲田ゆき君紹介)(第二七〇号)		
	四三 パーキンソン病の原因究明と根治治療法の確立等に関する請願(森山裕君紹介)(第二七二一号)		
	四四 同(東国幹君紹介)(第二八七号)		
	四五 同(小林史明君紹介)(第三二二一号)		
	四六 同(長友慎治君紹介)(第三四〇号)		
	四七 同(土井亨君紹介)(第三四九号)		
四 同(辰巳孝太郎君紹介)(第二二五六号)	四八 同(高橋祐介君紹介)(第三六一号)		
	四九 同(梅村聡君紹介)(第三七六号)		
	五〇 同(金子恵美君紹介)(第三七七号)		
	五一 同(菊田真紀子君紹介)(第三七八号)		
	五二 同(田中健君紹介)(第三七九号)		
	五三 同(田畑裕明君紹介)(第三八〇号)		
	五四 同(玉木雄一郎君紹介)(第三八一号)		
	五五 同(角田秀穂君紹介)(第三八二二号)		
	五六 同(寺田稔君紹介)(第三八三三号)		
	五七 同(橋本岳君紹介)(第三八四四号)		
五 同(田村智子君紹介)(第二二五七号)	五八 同(御法川信英君紹介)(第三八五号)		
	五九 同(赤羽一嘉君紹介)(第三九〇号)		
	六〇 同(北神圭朗君紹介)(第三九一号)		
	六一 同(許斐亮太郎君紹介)(第三九二二号)		
	六二 同(西村智奈美君紹介)(第三九七号)		
	六三 同(宮下一郎君紹介)(第三九八号)		
	六四 同(大岡敏孝君紹介)(第四〇〇号)		
	六五 同(塩川鉄也君紹介)(第四〇一号)		
	六六 同(辰巳孝太郎君紹介)(第四〇二二号)		
	六七 同(田村智子君紹介)(第四〇三三号)		
六 同(畑野君枝君紹介)(第二二五八号)	六八 同(畑野君枝君紹介)(第四〇四号)		
	六九 同(岡野純子君紹介)(第四一〇号)		
	七〇 国民を腎疾患から守る総合対策の早期確立に関する請願(石井拓君紹介)(第二七二二号)		
	七一 同(小淵優子君紹介)(第二七三三号)		
	七二 同(後藤茂之君紹介)(第二七四号)		
	七三 同(重徳和彦君紹介)(第二七五号)		
	七四 同(玉木雄一郎君紹介)(第二七六号)		
	七五 同(西山尚利君紹介)(第二七七号)		
	七六 同(古川元久君紹介)(第二七八号)		
	七七 同(早稲田ゆき君紹介)(第二七九号)		
七 裁判所の人的・物的充実に関する請願(神谷裕君紹介)(第二二五九号)	七八 同(岸田文雄君紹介)(第二八九号)		
	七九 同(白坂重紀君紹介)(第二九〇号)		
	八〇 同(世耕弘成君紹介)(第二九一号)		
	八一 同(橋慶一郎君紹介)(第二九二二号)		
	八二 同(小淵優子君紹介)(第二九三三号)		
	八三 同(後藤茂之君紹介)(第二九四号)		
	八四 同(重徳和彦君紹介)(第二九五号)		
	八五 同(玉木雄一郎君紹介)(第二九六号)		
	八六 同(西山尚利君紹介)(第二九七号)		
	八七 同(古川元久君紹介)(第二九八号)		
八 同(塩川鉄也君紹介)(第二二六〇号)	八八 同(早稲田ゆき君紹介)(第二九九号)		
	八九 同(梅村聡君紹介)(第三〇〇号)		
	九〇 同(長友慎治君紹介)(第三〇一〇号)		
	九一 同(土井亨君紹介)(第三〇二〇号)		
	九二 同(高橋祐介君紹介)(第三〇三〇号)		
	九三 同(梅村聡君紹介)(第三〇四〇号)		
	九四 同(金子恵美君紹介)(第三〇五〇号)		
	九五 同(菊田真紀子君紹介)(第三〇六〇号)		
	九六 同(田中健君紹介)(第三〇七〇号)		
	九七 同(田畑裕明君紹介)(第三〇八〇号)		
九 同(階猛君紹介)(第二二六一号)	九八 同(早稲田ゆき君紹介)(第三〇九〇号)		
	九九 同(梅村聡君紹介)(第三一〇〇号)		
	一〇〇 同(長友慎治君紹介)(第三一一〇号)		
	一〇一 同(土井亨君紹介)(第三一二〇号)		
	一〇二 同(高橋祐介君紹介)(第三一三〇号)		
	一〇三 同(梅村聡君紹介)(第三一四〇号)		
	一〇四 同(金子恵美君紹介)(第三一五〇号)		
	一〇五 同(菊田真紀子君紹介)(第三一六〇号)		
	一〇六 同(田中健君紹介)(第三一七〇号)		
	一〇七 同(田畑裕明君紹介)(第三一八〇号)		
一〇 同(辰巳孝太郎君紹介)(第二二六二二号)	一〇八 同(早稲田ゆき君紹介)(第三一九〇号)		
	一〇九 同(梅村聡君紹介)(第三二〇〇号)		
	一一〇 同(長友慎治君紹介)(第三二一〇号)		
	一一一 同(土井亨君紹介)(第三二二〇号)		
	一一二 同(高橋祐介君紹介)(第三二三〇号)		
	一一三 同(梅村聡君紹介)(第三二四〇号)		
	一一四 同(金子恵美君紹介)(第三二五〇号)		
	一一五 同(菊田真紀子君紹介)(第三二六〇号)		
	一一六 同(田中健君紹介)(第三二七〇号)		
	一一七 同(田畑裕明君紹介)(第三二八〇号)		
一一 同(田村智子君紹介)(第二二六三三号)	一一八 同(早稲田ゆき君紹介)(第三二九〇号)		
	一一九 同(梅村聡君紹介)(第三三〇〇号)		
	一二〇 同(長友慎治君紹介)(第三三一〇号)		
	一二一 同(土井亨君紹介)(第三三二〇号)		
	一二二 同(高橋祐介君紹介)(第三三三〇号)		
	一二三 同(梅村聡君紹介)(第三三四〇号)		
	一二四 同(金子恵美君紹介)(第三三五〇号)		
	一二五 同(菊田真紀子君紹介)(第三三六〇号)		
	一二六 同(田中健君紹介)(第三三七〇号)		
	一二七 同(田畑裕明君紹介)(第三三八〇号)		
一二 同(畑野君枝君紹介)(第二二六四四号)	一二八 同(早稲田ゆき君紹介)(第三三九〇号)		
	一二九 同(梅村聡君紹介)(第三四〇〇号)		
	一三〇 同(長友慎治君紹介)(第三四一〇号)		
	一三一 同(土井亨君紹介)(第三四二〇号)		
	一三二 同(高橋祐介君紹介)(第三四三〇号)		
	一三三 同(梅村聡君紹介)(第三四四〇号)		
	一三四 同(金子恵美君紹介)(第三四五〇号)		
	一三五 同(菊田真紀子君紹介)(第三四六〇号)		
	一三六 同(田中健君紹介)(第三四七〇号)		
	一三七 同(田畑裕明君紹介)(第三四八〇号)		
一三 同(金子恵美君紹介)(第二二八五五号)	一三八 同(早稲田ゆき君紹介)(第三四九〇号)		
	一三九 同(梅村聡君紹介)(第三五〇〇号)		
	一四〇 同(長友慎治君紹介)(第三五一〇号)		
	一四一 同(土井亨君紹介)(第三五二〇号)		
	一四二 同(高橋祐介君紹介)(第三五三〇号)		
	一四三 同(梅村聡君紹介)(第三五四〇号)		
	一四四 同(金子恵美君紹介)(第三五五〇号)		
	一四五 同(菊田真紀子君紹介)(第三五六〇号)		
	一四六 同(田中健君紹介)(第三五七〇号)		
	一四七 同(田畑裕明君紹介)(第三五八〇号)		
一四 同(小川淳也君紹介)(第一三三八八号)	一四八 同(早稲田ゆき君紹介)(第三五九〇号)		
	一四九 同(梅村聡君紹介)(第三六〇〇号)		
	一五〇 同(長友慎治君紹介)(第三六一〇号)		
	一五一 同(土井亨君紹介)(第三六二〇号)		
	一五二 同(高橋祐介君紹介)(第三六三〇号)		
	一五三 同(梅村聡君紹介)(第三六四〇号)		
	一五四 同(金子恵美君紹介)(第三六五〇号)		
	一五五 同(菊田真紀子君紹介)(第三六六〇号)		
	一五六 同(田中健君紹介)(第三六七〇号)		
	一五七 同(田畑裕明君紹介)(第三六八〇号)		
一五 同(野間健君紹介)(第一三七九号)	一五八 同(早稲田ゆき君紹介)(第三六九〇号)		
	一五九 同(梅村聡君紹介)(第三七〇〇号)		
	一六〇 同(長友慎治君紹介)(第三七一〇号)		
	一六一 同(土井亨君紹介)(第三七二〇号)		
	一六二 同(高橋祐介君紹介)(第三七三〇号)		
	一六三 同(梅村聡君紹介)(第三七四〇号)		
	一六四 同(金子恵美君紹介)(第三七五〇号)		
	一六五 同(菊田真紀子君紹介)(第三七六〇号)		
	一六六 同(田中健君紹介)(第三七七〇号)		
	一六七 同(田畑裕明君紹介)(第三七八〇号)		
一六 同(重徳和彦君紹介)(第一四四〇号)	一六八 同(早稲田ゆき君紹介)(第三七九〇号)		
	一六九 同(梅村聡君紹介)(第三八〇〇号)		
	一七〇 同(長友慎治君紹介)(第三八一〇号)		
	一七一 同(土井亨君紹介)(第三八二〇号)		
	一七二 同(高橋祐介君紹介)(第三八三〇号)		
	一七三 同(梅村聡君紹介)(第三八四〇号)		
	一七四 同(金子恵美君紹介)(第三八五〇号)		
	一七五 同(菊田真紀子君紹介)(第三八六〇号)		
	一七六 同(田中健君紹介)(第三八七〇号)		
	一七七 同(田畑裕明君紹介)(第三八八〇号)		
一 筋痛性脳脊髄炎の指定難病と研究促進を求めることに関する請願(重徳和彦君紹介)(第二二二号)	一七八 同(早稲田ゆき君紹介)(第三八九〇号)		
	一七九 同(梅村聡君紹介)(第三九〇〇号)		
	一八〇 同(長友慎治君紹介)(第三九一〇号)		
	一八一 同(土井亨君紹介)(第三九二〇号)		
	一八二 同(高橋祐介君紹介)(第三九三〇号)		
	一八三 同(梅村聡君紹介)(第三九四〇号)		
	一八四 同(金子恵美君紹介)(第三九五〇号)		
	一八五 同(菊田真紀子君紹介)(第三九六〇号)		
	一八六 同(田中健君紹介)(第三九七〇号)		
	一八七 同(田畑裕明君紹介)(第三九八〇号)		

八二	同(長谷川淳二君紹介)(第九三三)	一一一	同(村岡敏英君紹介)(第四四六)	一三三	同(金城泰邦君紹介)(第五八六)	一六一	同(加藤貴弘君紹介)(第六五四)
八三	同(牧島かれん君紹介)(第二九四)	一一二	同(山岡達丸君紹介)(第四四七)	一三四	難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願	一六二	同(奥水恵一君紹介)(第六五五)
八四	同(森山裕君紹介)(第二九五)	一一三	同(渡辺創君紹介)(第四四八)	一三五	同(井林辰憲君紹介)(第五八七)	一六三	同(鈴木貴子君紹介)(第六五六)
八五	同(井原巧君紹介)(第二九七)	一一四	同(有田芳生君紹介)(第四五八)	一三六	同(田中健君紹介)(第五八八)	一六四	同(高橋祐介君紹介)(第六五七)
八六	同(鬼木誠君紹介)(第二九八)	一一五	同(許斐亮太郎君紹介)(第四五九)	一三七	同(根本拓君紹介)(第五八九)	一六五	同(武井俊輔君紹介)(第六五八)
八七	同(水野よしひこ君紹介)(第二九九)	一一六	同(西岡秀子君紹介)(第四六〇)	一三八	同(浅野哲君紹介)(第五九七)	一六六	同(田村憲久君紹介)(第六六八)
八八	同(渡辺創君紹介)(第三〇〇)	一一七	同(笠浩史君紹介)(第四六一)	一三九	同(石川昭政君紹介)(第五九八)	一六七	同(長谷川淳二君紹介)(第六六九)
八九	同(石田真敏君紹介)(第三〇五)	一一八	同(和田義明君紹介)(第四六二)	一四〇	同(江藤拓君紹介)(第五九九)	一六八	同(平林晃君紹介)(第六七〇)
九〇	同(井出庸生君紹介)(第三〇六)	一一九	同(辰巳孝太郎君紹介)(第五三五)	一四一	同(大岡敏孝君紹介)(第六〇〇)	一六九	同(藤原崇君紹介)(第六七一)
九一	同(岩屋毅君紹介)(第三〇七)	一二〇	同(山本裕三君紹介)(第五五三)	一四二	同(小淵優子君紹介)(第六〇一)	一七〇	同(上杉謙太郎君紹介)(第六七二)
九二	同(高見康裕君紹介)(第三〇八)	一二一	同(山本裕三君紹介)(第五五三)	一四三	同(坂本竜太郎君紹介)(第六〇二)	一七一	同(岡野純子君紹介)(第六七三)
九三	同(平井卓也君紹介)(第三〇九)	一二二	同(棚橋泰文君紹介)(第四七二)	一四四	同(世耕弘成君紹介)(第六〇四)	一七二	同(岡野純子君紹介)(第六七四)
九四	同(宮下一郎君紹介)(第三一〇)	一二三	同(中川康洋君紹介)(第四七三)	一四五	同(角田秀穂君紹介)(第六〇五)	一七三	同(上杉謙太郎君紹介)(第六七五)
九五	同(橋本岳君紹介)(第三一四)	一二四	同(浅野哲君紹介)(第四七七)	一四六	同(中曾根康隆君紹介)(第六〇六)	一七四	同(上杉謙太郎君紹介)(第六七六)
九六	同(平林晃君紹介)(第三一五)	一二五	同(浅野哲君紹介)(第四七七)	一四七	同(長友慎治君紹介)(第六〇七)	一七五	同(上杉謙太郎君紹介)(第六七七)
九七	同(上杉謙太郎君紹介)(第三二二)	一二六	同(古井康介君紹介)(第四九三)	一四八	同(福重隆浩君紹介)(第六〇八)	一七六	同(上杉謙太郎君紹介)(第六七八)
九八	同(坂本竜太郎君紹介)(第三二三)	一二七	同(西村康稔君紹介)(第五〇〇)	一四九	同(古川禎久君紹介)(第六〇九)	一七七	同(上杉謙太郎君紹介)(第六七九)
九九	同(馬場伸幸君紹介)(第三三〇)	一二八	同(福原淳嗣君紹介)(第五〇一)	一五〇	同(山本大地君紹介)(第六一〇)	一七八	同(上杉謙太郎君紹介)(第六八〇)
一〇〇	同(棚橋泰文君紹介)(第三四一)	一二九	同(辰巳孝太郎君紹介)(第五三二)	一五一	同(池下卓君紹介)(第六二二)	一七九	同(上杉謙太郎君紹介)(第六八一)
一〇一	同(村岡敏英君紹介)(第三五〇)	一二〇	同(福田徹君紹介)(第五七一)	一五二	同(上野宏史君紹介)(第六二三)	一八〇	同(上杉謙太郎君紹介)(第六八二)
一〇二	同(田村憲久君紹介)(第三五四)	一二一	同(福原淳嗣君紹介)(第五〇一)	一五三	同(衛藤博昭君紹介)(第六二四)	一八一	同(上杉謙太郎君紹介)(第六八三)
一〇三	同(中谷元君紹介)(第四〇五)	一二二	同(辰巳孝太郎君紹介)(第五三二)	一五四	同(金子恵美君紹介)(第六二五)	一八二	同(上杉謙太郎君紹介)(第六八四)
一〇四	国立病院の機能強化に関する請願(田嶋要君紹介)(第四二五)	一二三	同(福田徹君紹介)(第五七一)	一五五	同(河井昭成君紹介)(第六二六)	一八三	同(上杉謙太郎君紹介)(第六八五)
一〇五	同(深作へスス君紹介)(第四二六)	一二四	同(辰巳孝太郎君紹介)(第五三二)	一五六	同(笹川博義君紹介)(第六二七)	一八四	同(上杉謙太郎君紹介)(第六八六)
一〇六	同(飯泉嘉門君紹介)(第四四一)	一二五	同(浅野哲君紹介)(第四八九)	一五七	同(谷川とむ君紹介)(第六二八)	一八五	同(上杉謙太郎君紹介)(第六八七)
一〇七	同(神谷裕君紹介)(第四四二)	一二六	同(浅野哲君紹介)(第四八九)	一五八	同(玉木雄一郎君紹介)(第六二九)	一八六	同(上杉謙太郎君紹介)(第六八八)
一〇八	同(田中健君紹介)(第四四三)	一二七	同(浅野哲君紹介)(第四八九)	一五九	同(西山尚利君紹介)(第六三〇)	一八七	同(上杉謙太郎君紹介)(第六八九)
一〇九	同(鍋島勢理君紹介)(第四四四)	一二八	同(浅野哲君紹介)(第四八九)	一六〇	同(井原巧君紹介)(第六五三)	一八八	同(上杉謙太郎君紹介)(第六九〇)
一一〇	同(野間健君紹介)(第四四五)	一二九	同(浅野哲君紹介)(第四八九)	一六一	同(井原巧君紹介)(第六五三)	一八九	同(上杉謙太郎君紹介)(第六九一)

[illegible]

各委員会閉会中審査申出案件

内閣委員会

- 一、自動車盗難対策等の推進に関する法律案
(橋本幹彦君外三名提出、衆法第一九号)
 - 二、盗難自動車等の処分の防止に関する法律案
(西岡義高君外三名提出、衆法第二〇号)
 - 三、内閣の重要政策に関する件
 - 四、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件
 - 五、栄典及び公式制度に関する件
 - 六、男女共同参画社会の形成の促進に関する件
 - 七、国民生活の安定及び向上に関する件
 - 八、警察に関する件
- 総務委員会
- 一、自動車税及び軽自動車税の税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(田中健君外二名提出、衆法第一六号)
 - 二、賃金上昇を上回る個人住民税の負担増加等に対処するために個人住民税に関し講ずべき措置に関する法律案(鈴木義弘君外三名提出、衆法第三一号)
 - 三、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件
 - 四、地方自治及び地方税財政に関する件
 - 五、情報通信及び電波に関する件
 - 六、郵政事業に関する件
 - 七、消防に関する件

法務委員会

- 一、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(河井昭成君外三名提出、衆法第二二号)
 - 二、裁判所の司法行政に関する件
 - 三、法務行政及び検察行政に関する件
 - 四、国内治安に関する件
 - 五、人権擁護に関する件
- 外務委員会
- 一、国際情勢に関する件
- 財務金融委員会
- 一、令和八年度における公債の発行の特例に関する法律案(伊佐進一君外二名提出、衆法第二二号)
 - 二、自動車重量税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(田中健君外二名提出、衆法第一七号)
 - 三、賃金上昇を上回る所得税の負担増加に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案(鈴木義弘君外三名提出、衆法第三〇号)
 - 四、財政に関する件
 - 五、税制に関する件
 - 六、関税に関する件
 - 七、外国為替に関する件
 - 八、国有財産に関する件
 - 九、たばこ事業及び塩事業に関する件
 - 一〇、印刷事業に関する件
 - 一一、造幣事業に関する件
 - 一二、金融に関する件
 - 一三、証券取引に関する件

文部科学委員会

- 一、障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策の総合的な推進に関する法律案(森ようすけ君外二名提出、衆法第六号)
 - 二、文部科学行政の基本施策に関する件
 - 三、生涯学習に関する件
 - 四、学校教育に関する件
 - 五、科学技術及び学術の振興に関する件
 - 六、科学技術の研究開発に関する件
 - 七、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件
- 厚生労働委員会
- 一、全ての国民が安心して医療を受けられる環境の整備を図るための高額療養費等の制度の在り方に係る措置に関する法律案(濱地雅一君外三名提出、衆法第七号)
 - 二、厚生労働関係の基本施策に関する件
 - 三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
 - 四、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件
- 農林水産委員会
- 一、農林水産関係の基本施策に関する件
 - 二、食料の安定供給に関する件
 - 三、農林水産業の発展に関する件
 - 四、農林漁業者の福祉に関する件
 - 五、農山漁村の振興に関する件

経済産業委員会

- 一、受託中小企業振興法の一部を改正する法律案(鈴木義弘君外三名提出、衆法第三二号)
 - 二、ものづくり基盤技術振興基本法の一部を改正する法律案(鈴木義弘君外三名提出、衆法第三三号)
 - 三、自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(山岡達丸君外十二名提出、衆法第三七号)
 - 四、経済産業の基本施策に関する件
 - 五、資源エネルギーに関する件
 - 六、特許に関する件
 - 七、中小企業に関する件
 - 八、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
 - 九、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件
- 国土交通委員会
- 一、非居住住宅税及び超短期所有住宅等の譲渡に係る事業所得等の課税の特例の創設等に関する法律案(森ようすけ君外三名提出、衆法第三六号)
 - 二、国土交通行政の基本施策に関する件
 - 三、国土計画、土地及び水資源に関する件
 - 四、都市計画、建築及び地域整備に関する件
 - 五、河川、道路、港湾及び住宅に関する件
 - 六、陸運、海運、航空及び観光に関する件
 - 七、北海道開発に関する件
 - 八、気象及び海上保安に関する件

令和八年七月二十四日 衆議院会議録第三十五号

各委員会閉会中審査申出案件 議長の報告

環境委員会

- 一、環境の基本施策に関する件
- 二、地球温暖化の防止及び脱炭素社会の構築に関する件
- 三、循環型社会の形成に関する件
- 四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件
- 五、公害の防止及び健康被害の救済に関する件
- 六、原子力の規制に関する件
- 七、公害紛争の処理に関する件
- 安全保障委員会
- 一、国の安全保障に関する件
- 予算委員会
- 一、予算の実施状況に関する件
- 決算行政監視委員会
- 一、令和五年度一般会計歳入歳出決算
令和五年度特別会計歳入歳出決算
令和五年度国税収納金整理資金受払計算書
- 令和五年度政府関係機関決算書
- 二、令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 三、令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 四、令和六年度一般会計歳入歳出決算
令和六年度特別会計歳入歳出決算
令和六年度国税収納金整理資金受払計算書
- 令和六年度政府関係機関決算書
- 五、令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書

六、令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書

- 七、令和七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求める件)
- 八、令和七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求める件)
- 九、令和七年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)
- 一〇、歳入歳出の実況に関する件
- 一一、国有財産の増減及び現況に関する件
- 一二、政府関係機関の経理に関する件
- 一三、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
- 一四、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
- 一五、行政監視に関する件
- 議院運営委員会
- 一、新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案(古川元久君外二名提出、衆法第三四号)
- 二、国会法等改正に関する件
- 三、議長よりの諮問事項
- 四、その他議院運営委員会の所管に属する事項
- 災害対策特別委員会
- 一、災害・防災に関する総合的な対策に関する件

政治改革に関する特別委員会

- 一、政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案(長谷川淳二君外十名提出、衆法第一二二号)
- 二、政治資金規正法の一部を改正する法律案(落合員之君外四名提出、衆法第一号)
- 三、政治資金規正法の一部を改正する法律案(和田政宗君外三名提出、衆法第一四号)
- 四、衆議院議員の選挙制度改革及び定数削減に関する法律案(加藤勝信君外十一名提出、衆法第二八号)
- 五、公職選挙法の一部を改正する法律案(古川元久君外三名提出、衆法第三五号)
- 六、政治改革に関する件
- 沖縄及び北方問題に関する特別委員会
- 一、沖縄及び北方問題に関する件
- 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
- 一、北朝鮮による拉致問題等に関する件
- 消費者問題に関する特別委員会
- 一、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件
- 東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員会
- 一、東日本大震災復興の総合的対策及び原子力問題に関する件
- 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会
- 一、特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案(西岡義高君外一名提出、衆法第二四号)
- 二、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成の総合的な対策に関する件

〇議長の報告

(報告書受領)

一、今二十四日、内閣から次の報告書を受領した。

国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく令和八年二月一日から同年六月三十日まで

の間における同法の施行状況報告書

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告

(理事補欠選任)

一、今二十四日、総務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 うるま議司君(理事岩谷良平君今二十

四日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国土交通委員

辞任

補欠

北神	圭朗君	阿部	弘樹君
熊田	裕通君	岡本	康宏君
赤羽	一嘉君	山岡	達丸君
西岡	秀子君	田中	健君
古川	元久君	森ようすけ君	
阿部	弘樹君	北神	圭朗君
岡本	康宏君	熊田	裕通君
山岡	達丸君	赤羽	一嘉君
田中	健君	西岡	秀子君
森ようすけ君		古川	元久君

一、今二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員

辞任 坂井 学君 補欠 草間 剛君

岩谷 良平君 原山 大亮君

高見 亮君 関 健一郎君

草間 剛君 坂井 学君

関 健一郎君 高見 亮君

原山 大亮君 岩谷 良平君

法務委員 辞任 小泉 龍司君 補欠 若山 慎司君

河野 太郎君 金澤 結衣君

金澤 結衣君 河野 太郎君

若山 慎司君 小泉 龍司君

財務金融委員 辞任 鹿嶋 祐介君 補欠 伊藤 聡君

伊藤 聡君 鹿嶋 祐介君

文部科学委員 辞任 井原 隆君 補欠 今 洋佑君

永岡 桂子君 三原 朝利君

今 洋佑君 井原 隆君

三原 朝利君 永岡 桂子君

厚生労働委員 辞任 藤田 誠君 補欠 伊藤 聡君

阿部 圭史君 原山 大亮君

伊藤 聡君 藤田 誠君

原山 大亮君 阿部 圭史君

経済産業委員 辞任 細野 豪志君 補欠 長田紘一郎君

長田紘一郎君 細野 豪志君

国土交通委員 辞任 高鳥 修一君 補欠 金澤 結衣君

高鳥 修一君 金澤 結衣君

金澤 結衣君 高鳥 修一君

安全保障委員 辞任 西田 薫君 補欠 横田 光弘君

西田 薫君 横田 光弘君

横田 光弘君 西田 薫君

決算行政監視委員 辞任 河野 太郎君 補欠 河野 太郎君

河野 太郎君 河野 太郎君

河野 太郎君 河野 太郎君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、今二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治改革に関する特別委員

辞任 藤田ひかる君 補欠 石原 正敬君

藤田ひかる君 石原 正敬君

池下 卓君 黒田 征樹君

石原 正敬君 藤田ひかる君

黒田 征樹君 池下 卓君

沖縄及び北方問題に関する特別委員 辞任 井原 隆君 補欠 今 洋佑君

井原 隆君 今 洋佑君

今 洋佑君 井原 隆君

宇佐美 登君 林 拓海君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員 辞任 若山 慎司君 補欠 水野よしひこ君

若山 慎司君 水野よしひこ君

水野よしひこ君 若山 慎司君

東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員 辞任 藤田 誠君 補欠 伊藤 聡君

藤田 誠君 伊藤 聡君

伊藤 聡君 藤田 誠君

永田磨梨奈君 丸尾なつ子君

丸尾なつ子君 永田磨梨奈君

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員 辞任 高山 聡史君 補欠 武藤かず子君

高山 聡史君 武藤かず子君

武藤かず子君 高山 聡史君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)
一、今二十四日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法審査会委員

辞任 細野 豪志君 補欠 長田紘一郎君

細野 豪志君 長田紘一郎君

阿部 圭史君 原山 大亮君

長田紘一郎君 細野 豪志君

原山 大亮君 阿部 圭史君

(議案提出)
一、去る二十二日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
建築士法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)

(議案付託)

一、昨二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
自動車盗難対策等の推進に関する法律案(橋本幹彦君外三名提出、衆法第一九号)

盗難自動車等の処分の防止に関する法律案(西岡義高君外三名提出、衆法第二〇号)

以上二件 内閣委員会 付託

自動車税及び軽自動車税の税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(田中健君外二名提出、衆法第一六号)

賃金上昇を上回る個人住民税の負担増加等に対処するために個人住民税に関し講ずべき措置に関する法律案(鈴木義弘君外三名提出、衆法第三一号)

以上二件 総務委員会 付託

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(河井昭成君外三名提出、衆法第二二号)

法務委員会 付託

令和八年度における公債の発行の特例に関する法律案(伊佐進一君外二名提出、衆法第二三号)

自動車重量税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(田中健君外二名提出、衆法第一七号)

賃金上昇を上回る所得税の負担増加に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案(鈴木義弘君外三名提出、衆法第三〇号)

以上三件 財務金融委員会 付託

令和八年七月二十四日 衆議院会議録第三十五号 議長の報告

障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策の総合的な推進に関する法律案(森ようすけ君外二名提出、衆法第六号)

文部科学委員会 付託

受託中小企業振興法の一部を改正する法律案

(鈴木義弘君外三名提出、衆法第三二号)

ものづくり基盤技術振興基本法の一部を改正する法律案(鈴木義弘君外三名提出、衆法第三三号)

自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(山岡達丸君外十二名提出、衆法第三七号)

以上三件 経済産業委員会 付託

非居住住宅税及び超短期所有住宅等の譲渡に係る事業所得等の課税の特例の創設等に関する法律案(森ようすけ君外三名提出、衆法第三六号)

国土交通委員会 付託

令和七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)

令和七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)

令和七年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)

以上三件 決算行政監視委員会 付託

新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案(古川元久君外二名提出、衆法第三四号)

議院運営委員会 付託

公職選挙法の一部を改正する法律案(古川元久君外三名提出、衆法第三五号)

政治改革に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

建築士法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)

一、去る二十二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

建築士法の一部を改正する法律案

(答弁書受領)

一、今二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員落合貴之君提出高市政権の掲げる責任ある積極財政と財政規律の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員有田芳生君提出三団体訪米に関する質問に対する答弁書

衆議院議員有田芳生君提出戦没者遺骨DNA鑑定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員有田芳生君提出拉致被害者家族等への情報提供に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山本ジョージ君提出生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出氏名・住所付き病歴を統計特例で本人同意無く企業や個人事業主に提供できる規定が新設された個人情報保護法改正法案に関する質問に対する答弁書

令和八年七月十三日提出
質問 第三〇号

高市政権の掲げる責任ある積極財政と財政規律の在り方に関する質問主意書

提出者 落合 貴之

高市政権の掲げる責任ある積極財政と財政規律の在り方に関する質問主意書

高市政権においては、令和九年度を「責任ある積極財政元年」と位置付け、予算編成の在り方を抜本的に見直し、長年続いてきた過度な緊縮志向、未来への投資不足の流れを断ち切り、官民連携による危機管理投資・成長投資を強力推進していくこととしている。

そして、これを可能ならしめるために、財政規律ではなく財政運営目標として国・地方の総債務残高対GDP比の安定的低下を中核に位置付けることとし、これまで財政規律として設けられてきたプライマリーバランスの黒字化については、黒字化の時期を機械的に追うのではなく、債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標として位置付けることとしている。

こうした高市政権による経済財政運営の「コペルニクスの転換」の動きを、一部報道等によれば、市場関係者が懸念を示し、そのことが為替レートや日本国債の長期金利等の動きに影響を与えているとしている。

そこで、以下質問する。

一 高市政権が掲げる「責任ある積極財政」とは、

未来への投資と称した単なる歳出拡大なのか。

二 官民連携の投資により供給力を強化し、経済の規模を拡大し、税収基盤を強化し、「強い経済」と「財政の持続可能性」を一体的に実現するとしているが、その具体的な方法如何。

三 これまでの財政規律としてのプライマリーバランス黒字化ではなく、財政運営目標として総債務残高対GDP比の安定的低下を用いることとした理由如何。

四 これまでの「財政健全化」が「財政の持続可能性」に替わったものと考えられるが、如何。その理由と併せて回答されたい。

五 未来への投資の財源として国債の発行が考えられるが、その拡大を懸念する声がある一方で、国債の発行を機械的に抑制した場合、必要な成長投資や危機管理投資が不足し、供給力が十分に強化できなくなるのみならず、かえって名目GDP成長率、税収、財政の持続可能性を損なうおそれがあるとの見方もあるが、見解如何。

右質問する。

内閣衆質二二一第三〇号

令和八年七月二十四日

衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員落合貴之君提出高市政権の掲げる責任ある積極財政と財政規律の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員落合貴之君提出高市政権の掲げる責任ある積極財政と財政規律の在り方に
関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「単なる歳出拡大」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「責任ある積極財政」については、令和七年十二月八日の衆議院本会議において、高市内閣総理大臣が「この内閣が掲げる責任ある積極財政は、プロアクティブな先を見据えた財政政策ということであり、決していたずらに拡張的に規模を追求するものではないと答弁している」と答弁しているとおりであります。

二について

お尋ねについては、第二百二十一回国会における高市内閣総理大臣施政方針演説において、「我が国の潜在成長率は、主要先進国と比べて低迷しています。・・・圧倒的に足りないのは、資本投入量、すなわち国内投資です。その促進に徹底的なてこ入れをします。経済安全保障、食料安全保障、エネルギー・資源安全保障、健康医療安全保障、国土強靱化対策、サイバーセキュリティなどの様々なリスクを最小化する危機管理投資。AI・半導体、造船などの先端技術を開花させる成長投資。これらにより、世界共通の課題解決に資する製品、サービス、インフラを開発し、国内外に提供すること、日本の成長につなげていきます。そして、暮らしの安全と安心を確保し、雇用と所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益が上がり、税率を上げずとも税収が自然増に向かう強い経済を構築します。」と述べているほか、令和八年三月十七日の参議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「潜在成長率を引き上げることを通じて名目成長率を押し上げ、その名目成長率の範囲内に債務残高の伸び率を確実に抑えることによって債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保してまいります。」と答弁しているとおりであります。

三について

御指摘の「これまでの財政規律」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「財政運営目標」については、令和八年二月二十四日の衆議院本会議において、高市内閣総理大臣が「債務残高対GDP比は、政府が負う債務について、その返済の原資となる税収を生み出す元となる国の経済規模、すなわちGDPに対してどの程度の割合になっているかを示した指標です。主要国でも活用されており、財政の持続可能性を見る上で有意義なものと考えています。」と答弁しているほか、同年六月二十五日に開催した経済財政諮問会議において、同内閣総理大臣が「財政運営の目標としては、国・地方の総債務残高対GDP比の安定的低下を、中核と位置付けます。プライマリーバランスについては、債務残高対GDP比の安定的低下に向けて確認する指標とし、その安定的な低下と整合するよう、複数年で改善・管理していきます。」と述べているとおりであります。

四について

御指摘の「これまでの『財政健全化』が『財政の持続可能性』に替わった」の具体的に意味すると

ころが必ずしも明らかではないが、令和八年七月十七日の参議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「財政健全化」という文言につきましては、これは、IMFですとかOECDですとか世界銀行ですとかEUなど、国際機関や諸外国でも広く用いられている財政の持続可能性に焦点を当てて用語の統一を図ったというものでございます。ですから、財政運営の目標に総債務残高対GDP比の安定的低下を中核と位置付けて、この中核となる目標を安定的に引き下げていくことで財政の持続可能性を実現するということにしました。」と答弁しているとおりであります。

五について

御指摘の「未来への投資の財源」及び「国債の発行を機械的に抑制した場合」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、令和八年六月二十五日に開催した経済財政諮問会議において、高市内閣総理大臣は「危機管理投資」・「成長投資」を始め、国内投資を通じて潜在成長率の引上げにつながる施策を予見可能性を持つて実施できるよう、通常の歳出とは別に「強く豊かな日本」投資枠を創設します」と述べているところ、この「強く豊かな日本」投資枠については、同月二十四日に開催した経済財政諮問会議・日本成長戦略会議合同会議において、同内閣総理大臣が「強く豊かな日本」投資枠に、財政の持続可能性を実現しながら必要十分な規模を確保します。まず、効果が上がっていない施策は大胆に見直すとともに、本日内閣府から示された試算も踏まえて、政府債務残高対GDP比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、毎年度の予算編成の中で、通年の国債発行額などを具体化していきます。また、経済安全保障上、特に重要な分野などについては、特別会計で別枠管理を行うこととし、複数年で十分な財源を確保した上で、償還財源の裏付けのあるつなぎ国債の発行により、十分な規模を確保します。」と述べているところである。

いく中でも可能となる財政規模を精査し、毎年度の予算編成の中で、通年の国債発行額などを具体化していきます。また、経済安全保障上、特に重要な分野などについては、特別会計で別枠管理を行うこととし、複数年で十分な財源を確保した上で、償還財源の裏付けのあるつなぎ国債の発行により、十分な規模を確保します。」と述べているところである。

令和八年七月十四日提出
質問 第三一 号

拉致被害者家族等への情報提供に関する質問
主意書

提出者 有田 芳生

拉致被害者家族等への情報提供に関する質問
問主意書

拉致被害者家族及び拉致の可能性を排除できない者に対する情報提供について質問します。

一 私、平成二十六年一月三十一日付けで参議院に提出した「拉致問題の情報収集活動と拉致被害者及び特定失踪者家族に対する情報提供などに関する質問主意書」(質問第八号)への答弁書(答弁書第八号)において、政府は、「政府としては、拉致被害者及び拉致の可能性を排除できない者の家族に対して、必要に応じて、情報収集活動に支障が生じないよう、適切な時期に適切な範囲において、情報を提供してきている」と答弁しています。政府が捜査・調査で得た情報は、刑事訴訟法五十三条の二に規定する「訴訟に関する書類」に該当しますか。また、いわゆる国の情報公開法並びに地方自治体の情報

公開条例の適用除外規定に該当しますかお示し下さい。

二 政府が、「必要に応じて、情報収集活動に支障が生じないよう、適切な時期に適切な範囲において、情報を提供してきている」と答弁している情報の根拠法令は、「犯罪捜査規範第十条の三」であると理解してよろしいですか。情報の提供の根拠法令をお示し下さい。

三 政府が、「必要に応じて、情報収集活動に支障が生じないよう、適切な時期に適切な範囲において、情報を提供してきている」と答弁している情報は、「特定秘密の保護に関する法律」(平成二十五年法律第百八号)に規定する特定秘密に該当しないのですかお示し下さい。

四 政府及び全国の都道府県警察は、犯罪捜査規範第十条の三に基づき、これまでに拉致被害者及び特定失踪者家族に対して「捜査経過等」について文書で情報提供したことがありますか。

五 政府及び全国の都道府県警察が、犯罪捜査規範第十条の三に基づき、拉致被害者及び特定失踪者家族から「捜査経過等」についての情報提供を求められた実績及び情報提供を実施した実績をお示し下さい。

六 犯罪捜査規範第十条の三に基づく拉致被害者及び特定失踪者家族への「捜査経過等」に関する情報提供は、日本国憲法が定める法の下での平等の精神に則り、公平かつ平等に行われるものと理解してよろしいですか。

七 犯罪捜査規範第十条の三に基づく拉致被害者及び特定失踪者家族への「捜査経過等」に関する情報提供において、全国の都道府県警察間で対

応が異なった場合、政府は、公平かつ平等な対応を求めるための指導を全国の都道府県警察に対して行いますかお示し下さい。

右質問する。

内閣衆質二二一第三一号

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員有田芳生君提出拉致被害者家族等への情報提供に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員有田芳生君提出拉致被害者家族等への情報提供に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「政府が捜査・調査で得た情報」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、捜査・調査により得られる情報は様々であることから、お尋ねについて一概に回答することは困難であるが、北朝鮮による拉致容疑事案等に関して警察が保有する文書には訴訟に関する書類が含まれるところ、一般論として申し上げれば、訴訟に関する書類については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第五十三条の二第一項の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は適用しないこととされ、また、地方公共団体においては、それぞれの情報公開条例等に基づき判断している

ものと認識している。

二について

お尋ねの「情報の根拠法令」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府は、北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第百四十三号)第三条第四項に基づき、同法第二条第一項第一号の認定がされている拉致被害者の家族に対し、情報提供を行っている。また、都道府県警察においては、犯罪捜査規範(昭和三十一年国家公安委員会規則第二号)第十条の三に基づき、北朝鮮による拉致容疑事案であると警察として判断した事案に係る拉致被害者(以下単に「拉致被害者」という。)及び北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の家族に対し、捜査・調査に支障のない範囲で、その状況を説明しているものと承知している。

三について

お尋ねについては、特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項に規定する特定秘密に該当しないものである。四及び五について

都道府県警察においては、犯罪捜査規範第十条の三に基づき、拉致被害者及び北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の家族に対し、捜査・調査に支障のない範囲で、適宜の方法により、その状況を説明しているものと承知しているが、これ以上の詳細については、今後の捜査・調査に支障を来すおそれや関係者のプライバシーを侵害するおそれを考慮する必要があることから、お答えを差し控えたい。

六及び七について

お尋ねの「公平かつ平等」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、都道府県警察において、拉致被害者及び北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の家族に対し、捜査・調査の状況を説明するに当たっては、憲法を始めとする我が国の法令に従つて適切に行っていると承知している。また、警察庁は、都道府県警察に対し、個別具体的な状況に即した対応を行うよう指導している。

令和八年七月十四日提出
質問 第三二二号

三団体訪米に関する質問主意書

提出者 有田 芳生

三団体訪米に関する質問主意書

令和七年五月二十二日、石破茂総理大臣(当時)は、総理官邸にて、三団体(北朝鮮に拉致された日本人を早期に救出するために行動する議員連盟(以下「拉致議連」とする)、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会(以下「家族会」とする)、北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会(以下「救う会」とする))から、米国訪問の報告を受けています(以下「今回訪米」とする)。この訪米に関し、政府の評価と役割についてお伺いします。

一 三団体が、アメリカを訪問して米国政府関係者、上下両院議員、有識者との協議を行うのは今回が初めてではありません。今回訪米もふくめ、三団体が訪米する意義と効果を政府はどのように認識されていますか。

二 この訪米には政府側から何名の職員がどの部局から随行していますか。職名と人数を教えてください。また、随行した政府職員の用務及び出張旅費についても具体的にお示し下さい。

三 三団体からは何名が訪米しましたか。拉致議連、家族会、救う会に分け、政党名及び肩書きを添えて教えてください。また、政府は、三団体の旅費及び宿泊費を負担しているのですか。

四 外務省及び在アメリカ合衆国日本国大使館は、この訪米に関してどのような役割を果たしたのですか。具体的業務を明らかにしてください。また、大使公邸で催された食事に係る費用は、全額、大使館による負担なのですか。

五 この訪米の目的は、北朝鮮による日本人拉致問題に関し、米政府関係者、上下両院議員、有識者との協議と考えるのですが、それらの協議に応じた米国側関係者との日程調整等を行うのは誰なのですか。また、それら米国側関係者の選定は三団体の希望によるものですか。

六 この訪米について、政府は、如何なる成果を得て、如何なる課題が残ったとお考えですか。政府の認識をお伺いします。あわせて、拉致問題解決に関して日米両国政府が連携して取り組むべき施策があるのなら教えてください。

内閣衆質二二一第三二号

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員有田芳生君提出三団体訪米に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和八年七月二十四日 衆議院会議録第三十五号

議長の報告

〔別紙〕

衆議院議員有田芳生君提出三団体訪米に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、米政府及び同国議会の関係者、北朝鮮に関する専門的知見を有する有識者等の北朝鮮による拉致問題（以下「拉致問題」という。）に対する理解をより一層深めること並びにこれらの者が拉致問題を解決するため我が国政府と協力していく考えであることを再確認することであると考えている。

二について

御指摘の「今回訪米」については、「三団体」と米政府及び同国議会の関係者、北朝鮮に関する専門的知見を有する有識者等との面会への同席、これらの面会が行われる会場への案内等のため、内閣官房拉致問題対策本部事務局から内閣審議官一名、内閣参事官一名及び内閣事務官四名の計六名の職員が同行した。また、これらの職員に係るお尋ねの「出張旅費」は七百七十八万九千二百八十二円である。

三について

前段のお尋ねについて、お尋ねの「肩書き」については、その意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、お尋ねの「三団体」のうち、御指摘の「拉致議連」から「今回訪米」に参加した者の人数を、当該者が「今回訪米」に参加した時点において所属していた政党ごとにお示しすると、次のとおりである。

自由民主党 四名

立憲民主党 一名

日本維新の会 一名

国民民主党 一名

日本保守党 一名

また、御指摘の「家族会」から二名が、「救う会」から一名が、それぞれ今回訪米に参加した。後段のお尋ねについては、政府は、御指摘の「家族会」から「今回訪米」に参加した者について、「今回訪米」に係るお尋ねの「旅費及び宿泊費」を負担しているが、御指摘の「拉致議連」及び「救う会」から参加した者については負担していない。

四及び五について

御指摘の「今回訪米」について、外務本省及び在アメリカ合衆国日本国大使館は、御指摘の「三団体」の要望を踏まえて選定された「米国側関係者」などの面会の日程の調整等を行った。また、同大使館は、御指摘の「大使公邸」において、拉致問題の解決に向けた米国議会の動向等について説明することを目的とした会食を実施し、その費用の全額を負担した。

六について

お尋ねの「成果」については、一について述べたとおり、拉致問題に対する米政府及び同国議会の関係者、北朝鮮に関する専門的知見を有する有識者等の理解をより一層深め、これらの者が拉致問題を解決するために我が国政府と協力していく考えであることを再確認することができたことであると考えている。他方で、拉致問題を解決するために、更に多くの関係者の理解と協力を得ることが、お尋ねの「課題」である

と認識している。

また、お尋ねの「日米両国政府が連携して取り組むべき施策」について明らかにすることは、今後の対応に支障を来すおそれがあることから差し控えたいが、拉致問題を解決するためには、我が国自身の主体的な取組に加え、米国を始めとする国際社会との連携を強化していくことが重要であると認識している。

令和八年七月十四日提出
質問 第三三三号

戦没者遺骨DNA鑑定に関する質問主意書
提出者 有田 芳生

戦没者遺骨DNA鑑定に関する質問主意書
厚生労働省は、戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定申請の受付（以下、「この事業」とする）を令和三年十月一日からはじめています。この事業に関し、質問します。

一 なぜ、この事業をはじめたのか。その理由と目的をお示し下さい。

二 この事業について、受付開始以降、何件のDNA鑑定申請がありましたか。年度別に申請件数及び鑑定件数をお示し下さい。あわせて、DNA鑑定に要した費用の総額を年度別にお示し下さい。

三 外務省北東アジア課が平成二十八年十月に作成している「北朝鮮における日本人遺骨問題」（概要と題する文書）には、北朝鮮地域における戦没者概数は三万四千六百名、遺骨送還概数一万三千柱、残存遺骨概数二万六千六百柱とあります。北朝鮮地域には二万六千六百柱の残存遺骨概

数があることを外務省が公表しているのに、なぜ厚生労働省のホームページにある戦没地の一覧表の中に「北朝鮮」が入っていないのか、その理由をお示し下さい。

四 平成二十四年五月二十九日のストックホルム合意において、日本政府は北朝鮮側に対し、一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨・墓地に関する調査を要請しています。この事業に関連するかどうかを問わず、政府は北朝鮮側に対し、政府が保有する一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨・墓地に該当する名簿及び関係資料を手渡していますか。

五 平成二十四年五月二十九日のストックホルム合意以降、政府は、一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨・墓地に関するご遺族に対しどのような施策を講じてきたのですか。時系列に施策名を列挙し、その成果と課題について具体的にお示し下さい。

六 この事業に関し、一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨・墓地に関するご遺族から相談及びDNA鑑定申請はありましたか。年度別に相談及びDNA鑑定申請件数をお示し下さい。

内閣衆質二二一第三三号
令和八年七月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 森 英介殿
衆議院議員有田芳生君提出戦没者遺骨DNA鑑定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員有田芳生君提出戦没者遺骨DNA鑑定に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省では、平成十五年度から、戦没者の遺骨の身元を特定して遺族のもとへ遺骨を返還することを目的とし、収集した遺骨からDNA鑑定に必要な検体が採取でき、かつ、遺族から適切な検体が提供された場合に、DNA鑑定を実施してきている。当初は、遺留品や死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び遺族が推定できる場合のみ、当該遺族にDNA鑑定に関する「お知らせ」を送付し、申請を受けてDNA鑑定を実施していたが、遺族が高齢化していることを踏まえ、遺骨の返還をできる限り進めるため、平成二十九年度から順次、試行的に、沖縄や硫黄島など一部の地域において、遺留品や死亡者名簿等の記録資料がない戦没者の遺骨についても、公募により、遺族から申請を受けてDNA鑑定を実施したところ、四柱の遺骨の身元が特定され、遺骨の返還ができたことから、令和三年十月からは、この取組について、同省において検体が採取できたその他の地域にも対象を拡大し、実施しているところである。

二について

お尋ねの「申請件数」については、令和三年度が千四百八十八件、令和四年度が八百六十三件、令和五年度が六百五十五件、令和六年度が五百四十七件、令和七年度が九百七十六件である。お尋ねの「鑑定件数」については、DNA鑑定の申請に基づき戦没者と遺族との血縁関係の存否

を判定した件数と解すれば、令和三年度が三百八件、令和四年度が八百五十三件、令和五年度が九百九十三件、令和六年度が七百六十六件、令和七年度が九百二件である。また、お尋ねの「DNA鑑定に要した費用については、その具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、」行政事業レビューの実施等について（平成二十五年四月五日閣議決定）に基づき作成している行政事業レビューシートにおいて、「遺留品調査等を実施するとともに、「遺留品等の手掛かり情報」の有無を問わず「戦没者遺骨のDNA鑑定」を実施する等の「遺骨伝達等事業の「執行額」を示しており、令和三年度が約三億九千万円、令和四年度が約五億四千万円、令和五年度が約四億七千万円、令和六年度が約四億五千万円であり、令和七年度は精査中のため示していないが、いずれにせよ、当該額から、令和三年十月一日からの「遺留品等の手掛かり情報」がない場合の「戦没者遺骨のDNA鑑定の実施に要した費用のみを抽出することは困難である。

三について

御指摘の「厚生労働省のホームページにある戦没地」が、厚生労働省ホームページの「遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定にかかる対象地域拡大と申請手続について（令和三年十月一日から受付を開始しました）」の「一・DNA鑑定の目的」において、「DNA鑑定は戦没者遺骨の一部を検体として採取した下記の地域で実施します」と示している地域を指すのであれば、当該DNA鑑定は、同省において検体が採取できた地域を対

象にしており、現時点において、北朝鮮については、検体が採取できていないため、当該DNA鑑定の対象地域とはしていない。

四について

お尋ねについては、日朝間の協議の内容に関わる事柄であり、これを明らかにすることにより、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

五について

御指摘の「一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨・墓地に関するご遺族」の範囲が明確ではなく、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、北朝鮮における戦没者の遺骨収集については、令和五年七月二十八日に閣議決定した「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」及び令和八年三月に厚生労働省が策定した「令和八年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画」において、「国交がない地域における戦没者の遺骨収集」として、関係省庁が連携を図りつつ、当該地域との協議の状況等を踏まえて対応することとしているところである。

六について

御指摘の「一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨・墓地に関するご遺族」の範囲が明確ではなく、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、「北朝鮮域内」での戦没者に関しては、お尋ねの「相談」は、厚生労働省にあったところではあるが、その内容は様々であることから、記録は作成しておらず、その「件数」をお答えすることは困難であり、また、

お尋ねの「DNA鑑定申請」は、同省にあったところ、その「件数」は、令和三年度が零件、令和四年度が一件、令和五年度が零件、令和六年度が零件、令和七年度が二件である。なお、三について述べたとおり、現時点において、北朝鮮については、「遺留品等の手掛かり情報が無い戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定」の対象地域とはしていないことから、当該申請のあった遺族にはその旨を通知している。

令和八年七月十四日提出
質問 第三四号

拉致の可能性を排除できない三十数名に関する質問主意書

提出者 有田 芳生

拉致の可能性を排除できない三十数名に関する質問主意書

私が、「政府・拉致問題対策本部ホームページに関する質問主意書」と題して参議院に提出した質問主意書(内閣参質百八十三第一〇六号、以下「前質問書」とする)に対する政府答弁書(答弁書第一〇六号、以下「前答弁書」とする)のその後の経過について質問します。

一 私が、前質問書において北朝鮮によって拉致された可能性を排除できない三十数名のリストを保有しているのはどこでこの行政機関ですかとお尋ねしたところ、政府は前答弁書において、三十数名の者のリストについては、外務省が保有していることを明らかにしています。

そこでお尋ねしますが、北朝鮮によって拉致

された可能性を排除できない行方不明者を捜査・調査している警察庁も三十数名の者のリストを保有しているのではないですか。

二 私が、前質問書において、「この記述にある三十数名は、警察庁が昨年十二月六日付で、「都道府県別捜査・調査対象者数 平成二十四年十一月一日現在」と題して情報公開した行政文書(以下「警察庁文書」とする)にある八百六十八名の中にすべて含まれていますか」とお尋ねしたところ、政府は前答弁書において、「政府が北朝鮮によって拉致された可能性を排除できない者として北朝鮮に対し情報等を提供し調査を求めている三十数名については、全員御指摘の八百六十八名の中に含まれている」としています。

そこでお尋ねしますが、この警察庁文書にある八百六十八名のリストについても外務省は保有しているのではないですか。外務省は、この八百六十八名のリストについても北朝鮮に対し情報等を提供し調査を求めた事実がありますか。

三 政府が、この三十数名のリストを北朝鮮に情報提供したのはいつのことですか。あわせて、その会議名と開催場所、日本側からの出席者を明らかにしてください。

四 政府は、前答弁書において、「政府としては、これまで北朝鮮側に対し、北朝鮮との協議の場等において、北朝鮮によって拉致された可能性を排除できない者に係る関連情報の提供を繰り返し要求してきているところである」としています。

そこでお尋ねしますが、政府はこれまでに何

回北朝鮮側に対して、北朝鮮によって拉致された可能性を排除できない者に係る関連情報の提供を繰り返し要求してきましたか。

右質問する。

内閣衆質二二一第三四号

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員有田芳生君提出拉致の可能性を排除できない三十数名に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員有田芳生君提出拉致の可能性を排除できない三十数名に関する質問に対する答弁書

一について

警察庁としては、お尋ねの「三十数名の者のリスト」は保有していない。

二から四までについて

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えた。

令和八年七月十四日提出
質問 第三五号

生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する再質問主意書

提出者 山本ジョージ

生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する再質問主意書

「生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する質問に対する答弁書(以下「答弁書」という。)に不明確な点があるので、以下質問する。

一 答弁書では、「就労継続支援B型事業所における平均工賃の額等も参考にしながら、平成二十五年八月から一万五千元に増額した」としているが、「平均工賃の額等」の「等」の具体的に指し示す範囲が明らかでないため、これを示されたい。

二 答弁書では、「生活保護を受けずに働いている低所得者との公平性の観点等からの検討も必要である」としているが、検討の結論が出る時期を示されたい。併せて、「公平性の観点等」の「等」の具体的に指し示す範囲が明らかでないため、これを示されたい。

三 答弁書では、「物価上昇率や賃金上昇率及び所得税の基礎控除の引上げの状況のみ」を踏まえた全額控除額の見直しについては、慎重な検討が必要としているが、検討の結論が出る時期を示されたい。

内閣衆質二二一第三五号

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員山本ジョージ君提出生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山本ジョージ君提出生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「等」とは、御指摘の「全額控除額」の見直しの経緯である。

二の前段について

先の答弁書（令和八年七月十日内閣衆質二二一第二四号。以下「前回答弁書」という。）において、「生活保護を受けずに働いている低所得者との公平性の観点等からの検討も必要である」としているのは、御指摘の「全額控除額」の見直しを検討する場合には、先の質問主意書（令和八年六月三十日提出質問第二四号）で御指摘の「物価上昇率や賃金上昇率及び所得税の基礎控除の引上げの状況」のみを踏まえた検討を行うのではなく、「生活保護を受けずに働いている低所得者との公平性の観点等」からの検討も必要である旨をお示しするためであり、御指摘の「全額控除額」の見直しについて、「生活保護を受けずに働いている低所得者との公平性の観点等」からの具体的な検討を行っていているものではないため、お尋ねの「時期」をお示しすることは困難である。

二の後段について

お尋ねの「等」とは、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者の自立の助長にどの程度効果的かといった観点である。

三について

前回答弁書において述べた「物価上昇率や賃

金上昇率及び所得税の基礎控除額の引き上げの状況」のみを踏まえた全額控除の見直し」について、具体的な検討を行っていているものではないため、お尋ねの「時期」をお示しすることは困難である。

令和八年七月十四日提出
質問 第三 六 号

氏名・住所付き病歴を統計特例で本人同意無く企業や個人事業主に提供できる規定が新設された個人情報保護法改正法案に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

氏名・住所付き病歴を統計特例で本人同意無く企業や個人事業主に提供できる規定が新設された個人情報保護法改正法案に関する質問主意書

先に成立した個人情報保護法改正法案には、本人同意の無い要配慮個人情報（第三者提供の特例が含まれている。例えば名前や住所付きの病歴が統計特例というのであれば、本人の同意無く医療機関から企業や個人事業主に提供も可能となってしまう。本来は仮名化を義務付けた上で提供を認める規定を設けるべきであるが、高市内閣は、法案修正もなく成立させてしまった。大変な問題法案である）と考える。

本改正案第三十条の二第五項第一号には、「個人情報提供を前にあらかじめ、インターネット上などで、個人情報の提供元と提供先それぞれが氏名又は名称、行おうとする統計作成等の内容、その他個人情報保護委員会規則で定める事項

を公表していること」という趣旨の条文がある。

公表項目の中で、「その他個人情報保護委員会規則で定める事項」の中身について、令和八年七月十日の衆議院内閣委員会（長妻昭委員長）、「統計特例で名前・住所付きの病歴を提供する場合は、「実名と実際の住所が入った病歴が提供されます」旨を含めて公表するよう個人情報保護委員会規則に定めてほしい」との趣旨の質問をした。

そうしなければ自分の病歴が匿名や仮名で提供されるのか、それとも実名や実際の住所が入った上で提供されるのか、患者さんたちは知ることができなくなる。

この質問に対して、松本尚担当大臣から以下の答弁があった。

松本（尚）国務大臣

「公表を通じて本人や社会に理解できるようにすることは重要なことだと思います。これは法の趣旨に即したものであるべきであって、公表事項を定めるに当たっても、このような法の趣旨に即したものに定めるべきだと思います。一般的に病歴は要配慮個人情報ですから、今述べたような法の趣旨を踏まえ、名前や住所も含めた病歴が提供されることが本人や社会において理解できるように公表事項を求めていくということになります。」

前記の答弁は、氏名と住所入りの病歴を提供する場合、公表事項に、提供される病歴には氏名と住所も入っていることを規則で公表事項に含めるという意味と解してよろしいか。そのような意味ではないとすれば答弁修正が必要となると考えるがいかがか。

また、以下の答弁もあった。

松本（尚）国務大臣

「検討はしてまいりたい、検討項目の中に入ることとは当然入ってくると思います。」

この答弁にある「検討」というのは何をどのような何時迄に検討するということなのか。わかりやすくお示し願いたい。高市内閣の見解を問う。右質問する。

内閣衆質二二一第三六号

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員長妻昭君提出氏名・住所付き病歴を統計特例で本人同意無く企業や個人事業主に提供できる規定が新設された個人情報保護法改正法案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出氏名・住所付き病歴を統計特例で本人同意無く企業や個人事業主に提供できる規定が新設された個人情報保護法改正法案に関する質問に対する答弁書

前段のお尋ねについては、お尋ねの「氏名と住所入りの病歴を提供する場合は、公表事項に、提供される病歴には氏名と住所も入っていることを規則で公表事項に含める」との意味するところが必ずしも明らかではないが、令和八年七月十日の衆議院内閣委員会におけるお尋ねの答弁は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十六号。以下「改正法」という。）による改正後の個人情報の保護に関する法律

(平成十五年法律第五十七号)(以下「新法」という。第三十条の二第五項第一号の個人情報保護委員会規則で定める事項に関して、同項本文の規定により氏名、住所及び病歴を含む個人情報第三者に提供される場合においてその旨が本人や社会において理解することが可能となるような事項を定めることが求められる旨を述べたものであり、これを修正する必要はないと考えている。 後段のお尋ねについては、令和八年七月十日の衆議院内閣委員会におけるお尋ねの答弁は、改正法の施行までの間に新法第三十条の二第五項第一号の個人情報保護委員会規則で定める事項を定めるに当たり、その内容について、同項本文の規定により氏名、住所及び病歴を含む個人情報第三者に提供される場合においてその旨が本人や社会において理解することが可能となるような事項とする観点も踏まえて検討していくことを想定しているという趣旨で述べたものである。 (答弁通知書受領) 一、去る二十二日、内閣から、衆議院議員落合貴之君提出高市政権の掲げる責任ある積極財政と財政規律の在り方に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和八年七月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。 一、去る二十二日、内閣から、衆議院議員有田芳生君提出拉致被害者家族等への情報提供に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和八年七月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	
一、去る二十二日、内閣から、衆議院議員有田芳生君提出三団体訪米に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和八年七月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。 一、去る二十二日、内閣から、衆議院議員有田芳生君提出戦没者遺骨DNA鑑定に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和八年七月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。 一、去る二十二日、内閣から、衆議院議員山本ジョージ君提出生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和八年七月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。 一、去る二十二日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出氏名・住所付き病歴を統計特例で本人同意無く企業や個人事業主に提供できる規定が新設された個人情報保護法改正法案に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和八年七月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	一、去る二十二日、内閣から、衆議院議員有田芳生君提出三団体訪米に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和八年七月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。 一、去る二十二日、内閣から、衆議院議員有田芳生君提出戦没者遺骨DNA鑑定に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和八年七月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。 一、去る二十二日、内閣から、衆議院議員山本ジョージ君提出生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和八年七月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。 一、去る二十二日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出氏名・住所付き病歴を統計特例で本人同意無く企業や個人事業主に提供できる規定が新設された個人情報保護法改正法案に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、令和八年七月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

